

平成22年12月市議会定例会提出案件資料

議案第88号 平成22年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）

補正前の予算額	44,465,471,000円
補正予算額	750,864,000円
補正後の予算額	45,216,335,000円

議案第89号 平成22年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

補正前の予算額	13,887,813,000円
補正予算額	6,718,000円
補正後の予算額	13,894,531,000円

議案第90号 平成22年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

補正前の予算額	2,249,457,000円
補正予算額	△2,780,000円
補正後の予算額	2,246,677,000円

議案第91号 平成22年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）

保険事業勘定

補正前の予算額	9,971,409,000円
補正予算額	△7,087,000円
補正後の予算額	9,964,322,000円

介護サービス事業勘定

補正前の予算額	43,231,000円
補正予算額	△3,877,000円
補正後の予算額	39,354,000円

議案第92号 平成22年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

(収益的収入)

補正前の予算額	6,170,236,000円
補正予算額	0円
補正後の予算額	6,170,236,000円

(収益的支出)

補正前の予算額	6,206,450,000円
補正予算額	△101,253,000円
補正後の予算額	6,105,197,000円

(資本的収入)

補正前の予算額	100,000,000円
補正予算額	0円
補正後の予算額	100,000,000円

(資本的支出)

補正前の予算額	238,251,000円
補正予算額	0円
補正後の予算額	238,251,000円

議案第93号 平成22年度伊勢市水道事業会計補正予算(第1号)

(収益的収入)

補正前の予算額	3,001,638,000円
補正予算額	0円
補正後の予算額	3,001,638,000円

(収益的支出)

補正前の予算額	2,443,488,000円
補正予算額	50,626,000円
補正後の予算額	2,494,114,000円

(資本的収入)

補正前の予算額	555,249,000円
補正予算額	0円
補正後の予算額	555,249,000円

(資本的支出)

補正前の予算額	1,681,962,000円
補正予算額	7,220,000円
補正後の予算額	1,689,182,000円

議案第94号 平成22年度伊勢市下水道事業会計補正予算(第1号)

(収益的収入)

補正前の予算額	2,058,525,000円
補正予算額	0円
補正後の予算額	2,058,525,000円

(収益的支出)

補正前の予算額	2,354,660,000円
補正予算額	17,590,000円
補正後の予算額	2,372,250,000円

(資本的収入)

補正前の予算額	2,579,544,000円
補正予算額	173,000,000円
補正後の予算額	2,752,544,000円

(資本的支出)

補正前の予算額	3,268,521,000円
補正予算額	239,254,000円
補正後の予算額	3,507,775,000円

議案第95号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について

【消防本部予防課】

これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る手数料の額を引き下げのため、条例を改正しようとするものである。

- ・施行期日 公布の日

議案第96号 伊勢市営墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【環境課】

これは、伊勢市小俣若山墓地の墓地管理手数料について、徴収することとするため、条例を改正しようとするものである。

・施行期日 平成23年4月1日

議案第97号 伊勢市平家の里利用施設条例の廃止について

【観光企画課】

これは、伊勢市平家の里利用施設を廃止するため、条例を廃止しようとするものである。

・施行期日 平成23年4月1日

議案第98号 伊勢市矢持会館条例の制定について

【観光企画課】

これは、伊勢市矢持会館の設置に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものである。

・施行期日 平成23年4月1日

議案第99号 伊勢市都市公園条例の一部改正について

【維持課】

これは、伊勢市宮川堤公園芝生広場の使用料を定めるため、条例を改正しようとするものである

・施行期日 平成23年4月1日

議案第100号 伊勢市火災予防条例の一部改正について

【消防本部予防課】

これは、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置に係る規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

・施行期日 公布の日

議案第101号 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について

【生涯学習スポーツ課】

これは、伊勢市立公民館において、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

【概要】

1 指定管理者となる団体

(1)伊勢市立高麗広公民館

団体名 伊勢市立高麗広公民館運営委員会
団体所在地 伊勢市宇治今在家町 511 番地
代表者 委員長 杉山 依士登

(2)伊勢市立下小俣公民館

団体名 下小俣自治会
団体所在地 伊勢市小俣町元町 1282 番地 1
代表者 会長 太田 茂男

(3)伊勢市立高畑公民館

団体名 高畑自治区
団体所在地 伊勢市小俣町宮前 787 番地 3
代表者 区長 畑 守

(4)伊勢市立新高公民館

団体名 新高地区自治会連合会
団体所在地 伊勢市御菌町高向 686 番地 8
代表者 代表 井田 賢

(5)伊勢市立高向公民館

団体名 高向地区自治会
団体所在地 伊勢市御菌町高向 2589 番地 1
代表者 自治会長 辻村 春雄

(6)伊勢市立王中島公民館

団体名 王中島地区自治会
団体所在地 伊勢市御菌町王中島 594 番地
代表者 自治会長 世古口 勉

(7)伊勢市立新開公民館

団体名 新開地区自治会

団体所在地 伊勢市御菌町新開 941 番地

代表者 自治会長 岡嶋 修二

(8)伊勢市立上長屋公民館

団体名 上長屋地区自治会

団体所在地 伊勢市御菌町長屋 260 番地 1

代表者 自治会長 倉世古 教太郎

(9)伊勢市立中長屋公民館

団体名 中長屋地区自治会

団体所在地 伊勢市御菌町長屋 1074 番地 1

代表者 自治会長 山口 晃

(10)伊勢市立下長屋公民館

団体名 下長屋地区自治会

団体所在地 伊勢市御菌町長屋 1599 番地 2

代表者 自治会長 中西 好一郎

(11)伊勢市立上條公民館

団体名 上條地区自治会

団体所在地 伊勢市御菌町上條 88 番地

代表者 自治会長 藤村 幸八

(12)伊勢市立小林公民館

団体名 小林地区自治会

団体所在地 伊勢市御菌町小林 343 番地

代表者 自治会長 西口 勇

(13)伊勢市立上條公民館分館

団体名 上條地区自治会

団体所在地 伊勢市御菌町上條 88 番地

代表者 自治会長 藤村 幸八

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第102号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について

【生涯学習スポーツ課】

これは、伊勢市学習等供用施設において、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするも

のである。

【概要】

1 指定管理者となる団体

(1) 村松町民会館

団体名 村松町会
団体所在地 伊勢市村松町 4011 番地の 1
代表者 会長 濱口 忠昭

(2) 東豊浜町土路区町民会館

団体名 東豊浜町土路区町会
団体所在地 伊勢市東豊浜町 1089 番地
代表者 会長 東浦 豊次

(3) 西豊浜町上区町民会館

団体名 西豊浜町上区自治会
団体所在地 伊勢市西豊浜町 40 番地
代表者 区長 梶野 悟

(4) 柏町民会館

団体名 柏町会
団体所在地 伊勢市柏町 528 番地
代表者 会長 浅沼 良一

(5) 船江会館

団体名 船江連合会
団体所在地 伊勢市船江 1 丁目 5 番 44 号
代表者 会長 大西 正孝

(6) 坂東会館

団体名 坂東自治会
団体所在地 伊勢市中須町 406 番地の 4
代表者 会長 大西 孝夫

(7) 有滝町民会館

団体名 有滝町会
団体所在地 伊勢市有滝町 2638 番地
代表者 会長 三輪 光一

(8) 小川町民会館

団体名 小川区自治会

- 団体所在地 伊勢市西豊浜町 3657 番地の 3
代表者 会長 野呂 和久
- (9) 田尻町民会館
団体名 田尻町会
団体所在地 伊勢市田尻町甲 239 番地
代表者 会長 宮間 律行
- (10) 辻久留台会館
団体名 辻久留台自治会
団体所在地 伊勢市辻久留町 545 番地 155
代表者 会長 小嶽 孝一
- (11) 昭和苑会館
団体名 昭和苑自治会
団体所在地 伊勢市上野町 324 番地 5
代表者 会長 西川 弘
- (12) 檜原町民会館
団体名 檜原町会
団体所在地 伊勢市檜原町 113 番地 1
代表者 会長 奥田 勘七
- (13) 東大淀町民会館
団体名 東大淀町会
団体所在地 伊勢市東大淀町 201 番地 1
代表者 会長 濱口 幸洋
- (14) 植山町民会館
団体名 植山町自治会
団体所在地 伊勢市植山町 486 番地
代表者 会長 西村 善彦
- (15) 溝口会館
団体名 溝口区
団体所在地 伊勢市二見町溝口 516 番地 1
代表者 区長 森本 保治
- (16) 湯田公民館
団体名 湯田自治区
団体所在地 伊勢市小俣町湯田 554 番地 1

- 代表者 区長 辻 経生
- (17) 明野公民館
- 団体名 明野第一、第二自治区
- 団体所在地 伊勢市小俣町明野 1445 番地 1 ほか
- 代表者 区長 世古口 修一
- (18) 宮前公民館
- 団体名 宮前自治区
- 団体所在地 伊勢市小俣町宮前 433 番地ほか
- 代表者 区長 北本 寛之
- (19) 上惣公民館
- 団体名 上惣自治区
- 団体所在地 伊勢市小俣町相合 999 番地 6
- 代表者 区長 正住 興彦

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第103号 伊勢市福祉健康センターの指定管理者の指定について

【生活支援課】

これは、伊勢市福祉健康センター（伊勢市中央保健センター、伊勢市ひまわり及び伊勢市休日・夜間応急診療所を除く）において、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

【概要】

1 指定管理者となる団体

団体名 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

団体所在地 伊勢市御園町長屋 2767 番地

代表者 会長 中北 隆敏

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第104号 伊勢市ハートプラザみその指定管理者の指定について

【生活支援課】

これは、伊勢市ハートプラザみその（伊勢市御園保健センター及び伊勢

市御菌デイサービスセンターを除く)において、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

【概要】

1 指定管理者となる団体

団体名 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
団体所在地 伊勢市御菌町長屋 2767 番地
代表者 会長 中北 隆敏

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第105号 伊勢市児童館の指定管理者の指定について

【生活支援課】

これは、伊勢市児童館において、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

【概要】

1 指定管理者となる団体

伊勢市小俣児童館及び伊勢市明野児童館

団体名 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
団体所在地 伊勢市御菌町長屋 2767 番地
代表者 会長 中北 隆敏

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第106号 伊勢市放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定について

【生活支援課】

これは、伊勢市放課後児童健全育成施設において、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

【概要】

1 指定管理者となる団体

(1)伊勢市二見こども未来クラブ

団体名 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

- 団体所在地 伊勢市御菌町長屋 2767 番地
代表者 会長 中北 隆敏
(2)伊勢市御菌こどもプラザ
団体名 株式会社 日本デイケアセンター
団体所在地 東京都千代田区猿楽町 2 丁目 2 番 3 号
代表者 代表取締役社長 齋藤 加代子

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第107号 伊勢市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

【生活支援課】

これは、伊勢市デイサービスセンターにおいて、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

【概要】

1 指定管理者となる団体

(1)伊勢市みなとデイサービスセンター

- 団体名 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
団体所在地 伊勢市御菌町長屋 2767 番地
代表者 会長 中北 隆敏

(2)伊勢市二見デイサービスセンター

- 団体名 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
団体所在地 伊勢市御菌町長屋 2767 番地
代表者 会長 中北 隆敏

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第108号 伊勢市障がい者就労支援施設の指定管理者の指定について

【生活支援課】

これは、伊勢市障がい者就労支援施設において、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

【概要】

1 指定管理者となる団体

団体名 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

団体所在地 伊勢市御菌町長屋 2767 番地

代表者 会長 中北 隆敏

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第109号 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について **【生活支援課】**

これは、伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターにおいて、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

【概要】

1 指定管理者となる団体

団体名 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

団体所在地 伊勢市御菌町長屋 2767 番地

代表者 会長 中北 隆敏

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第110号 伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理者の指定について **【農林水産課】**

これは、伊勢市二見健康管理増進センターにおいて、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

【概要】

1 指定管理者となる団体

団体名 二見町松下区

団体所在地 伊勢市二見町松下 530 番地

代表者 区長 山本 貞夫

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第111号 伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

【二見総合支所地域振興課】

これは、伊勢市地区コミュニティセンターにおいて、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

【概要】

1 指定管理者となる団体

(1) 三津コミュニティセンター

団体名 三津区自治会
団体所在地 伊勢市二見町三津 303 番地
代表者 区長 山本 平和

(2) 江コミュニティセンター

団体名 江区自治会
団体所在地 伊勢市二見町江 749 番地
代表者 区長 中井 安彦

(3) 西コミュニティセンター

団体名 西区自治会
団体所在地 伊勢市二見町西 866 番地
代表者 区長 柏端 弘三

(4) 光の街コミュニティセンター

団体名 光の街区自治会
団体所在地 伊勢市二見町光の街 1019 番地 4
代表者 区長 濱條 幸久

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第112号 伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定について

【管財契約課】

これは、伊勢市朝熊ふれあい会館において、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

【概要】

1 指定管理者となる団体

団体名 朝熊町自治会
団体所在地 伊勢市朝熊町 1188 番地
代表者 区長 森 眞光

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

**議案第113号 伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者
の指定について** **【農林水産課】**

これは、伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設において、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

【概要】

1 指定管理者となる団体

団体名 二見しょうぶロマンの森維持管理組合
団体所在地 伊勢市二見町松下 1335 番地
代表者 組合長 山本 貞夫

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第114号 サンライフ伊勢の指定管理者の指定について

【商工労政課】

これは、サンライフ伊勢において、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

【概要】

1 指定管理者となる団体

団体名 社団法人伊勢・鳥羽・度会地域中小企業勤労者福祉サービスセンター
団体所在地 伊勢市八日市場町 13 番 13 号
代表者 理事長 塚本 征也

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第115号 伊勢市中村会館の指定管理者の指定について

【上下水道総務課】

これは、伊勢市中村会館において、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

【概要】

1 指定管理者となる団体

団体名 中村町自治会
団体所在地 伊勢市中村町 893 番地
代表者 会長 大西 通雄

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第116号 市道の路線の認定について

【維持課】

これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第8条第2項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。

・認定しようとする路線 37 路線

議案第117号 伊勢市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

【教育総務課】

これは、伊勢市教育委員会委員の岡本 國孝氏の任期が平成22年12月24日満了となるため、その後任を任命するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

報告第18号 第二次伊勢市行財政改革大綱について

【情報調査室】

これは、第二次伊勢市行財政改革大綱を策定したので、報告しようとするものである。